

新旅券及び豪査証に関する御案内

新旅券裏の冊子ラベル

冊子ラベル（ステッカー）が貼られた状態で交付することとなっています。冊子ラベルは貼ったままでも、御自身で剥がしていただいても問題ありません（剥がしやすい材質となっています）。

新旅券の緊急連絡先欄と外務省からのお願い、罰則

新旅券受領後は、裏表紙見返しの「緊急連絡先欄」に記入を行って下さい。また旅券に記載されている案内（10年旅券は54ページ目、5年旅券は38ページ目）をご覧くださいようお願いいたします。

前回旅券と豪州査証

前回旅券はVOID（失効）処理をして還付します。前回旅券に有効な査証（ビザ）が発行されているため、新旅券番号を豪州内務省へ届け出る必要があります。

手続きは御自身の内務省 ImmiAccount にログインし ‘Update details’ をクリック後に ‘Change of Passport details’ から直接アップデートできます。もし Immi Account をお持ちでない場合は、直接 DHA の HP から手続き可能です。詳しくは同省 HP をご確認ください。

<https://immi.homeaffairs.gov.au/change-in-situation/new-passport-details>

Change of contact and/or passport details

<https://immi.homeaffairs.gov.au/change-in-situation/passport-details>

記載事項の変更

氏名を変更し新旅券の発給を受けた方は、新氏名についても併せて同省へ届出て下さい。

<https://immi.homeaffairs.gov.au/change-in-situation>

残存有効期間不足に御注意ください

旅券の残存有効期間が、一定期間以上（たとえば6ヶ月以上）ないと査証免除であっても渡航できない国がありますので、予め渡航先の大使館・総領事館に御確認ください。なお、残存有効期間が1年未満になった場合は、新旅券を申請することができます。

豪州内務省 Department of Home Affairs

TEL: 131-881 HP : <https://immi.homeaffairs.gov.au/>